

令和2年12月18日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 宇野、宮川、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	とろみ調整用食品	つるりんこQuickly (クイックリー)	株式会社クリニコ	2013201001755	本品は、えん下を容易にし、誤えんを防ぐことを目的に、お茶や水、食品にとろみをつけるためのとろみ調整用食品で、えん下困難者が水分や栄養を摂取する際の使用に適しています。	第2020005号